

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 2 年 9 月号

【法改正】賃金債権の時効が 3 年となりました

昨年のコンパス通信でも紹介致しました賃金債権の時効が現行の 2 年から 3 年へ延長する改正労働基準法が本年 4 月から施行されました。賃金債権の時効とは、賃金の支払において残業代などの「不足」がある場合に、過去のどのくらいで遡って請求することができるのか、という期間です。

また、今回の改正法には施工後 5 年を目途に再検討することが明記されています。もともとは改正された民法での賃金債権の時効が 5 年となったことに伴う改正であり、今回の 3 年という改正労働基準法は経過措置となっています。3 年となっている根拠は、労働基準法上での賃金台帳の保存義務が 3 年までとなっており企業が対応しやすい年数であるためです。これまでは、民法が 1 年、労働基準法が 2 年となっていました。この賃金債権の時効については労働基準法が優先されるため、民法の 1 年より「労働者保護」の観点が反映されている労働基準法のほうが 2 年と長く設定されていた背景を考えると、5 年後の再検討の際に民法と同様の 5 年へ改正される可能性は大いにあります。

賃金債権の時効が最終的に 5 年となることは、未払賃金の請求をされた際に支払う金額が 2.5 倍となることを意味します。残業代などの支払額に不足がある事業主にとって大きなダメージとなります。まずは正しい時間外労働の時間管理と割増賃金の支払を行い、労働者からの請求や調査により遡及の支払が生じることを未然に防ぐ努力が必要です。

【最低賃金】全都道府県の答申が終わりました

前回のコンパス通信で取り上げました最低賃金の改定について、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、令和 2 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月上旬までの間に順次発効される予定です。

都道府県	改定額（括弧内は改訂前）	引き上げ額	発行予定日
福岡	842（841）	1 円	2020 年 10 月 1 日
佐賀	792（790）	2 円	2020 年 10 月 2 日
長崎	793（790）	3 円	2020 年 10 月 3 日
熊本	793（790）	3 円	2020 年 10 月 1 日
大分	792（790）	2 円	2020 年 10 月 1 日
宮崎	793（790）	3 円	2020 年 10 月 3 日
鹿児島	793（790）	3 円	2020 年 10 月 3 日
沖縄	792（790）	2 円	2020 年 10 月 3 日

【令和 2 年 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは 40 県で、1 円～3 円の引上げ（引上げ額が 1 円は 17 県、2 円は 14 県、3 円は 9 県）
- ・改定後の全国加重平均額は 902 円（昨年度 901 円）
- ・最高額（1,013 円）と最低額（792 円）の金額差は、221 円（昨年度は 223 円）
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は 78.0%）

【助成金】雇用調整助成金の支給申請期

判定基礎期間（賃金計算期間）の初日が令和2年1月24日～令和2年6月30日以前にある休業等にかかる雇用調整助成金の支給申請期限が令和2年9月30日（変更前8月31日）に変更されました。

また、現在の報道発表によると今回のコロナウイルス感染症に伴う特例措置が本年12月31日まで延長されることが濃厚とされております。

【助成金】働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休支援促進コース）

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援するものです。

○支給対象となる中小事業主

- ✓ 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ✓ 交付申請時点及び支給申請時点で、**36協定が締結・届出**されていること
- ✓ 全ての対象事業場において、交付申請時点で**年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備**していること

○支給対象となる取組（いずれか1つ以上実施してください。）

① 労務管理担当者に対する研修	② 労働者に対する研修、周知・啓発
③ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング	④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
⑤ 就業規則・労使協定等の作成・変更	⑥ 人材確保に向けた取組
⑦ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新	⑧ 労務管理用機器の導入・更新
⑨ デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新	⑩ テレワーク用通信機器の導入・更新
⑪ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。	

○成果目標の達成 ①～④の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して実施してください。

- ① すべての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外労働時間数を縮減させること。
- ② 全ての対象事業場において、所定休日を1日から4日以上増加させること
- ③ 特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇）の何れか一つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること
- ④ 時間単位の年次有給休暇制度を全ての対象事業場に新たに導入させること

○支給額

助成額	以下のいずれか低い額 I ①～④の上限額及び加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑩を実施する場合、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
-----	--

【Iの上限額】				
● 成果目標①の上限額				
事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数			
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等が月80時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数で月60時間を超える時間外労働時間数を設定している事業場		
時間外労働時間数で月60時間以下に設定	100万円	50万円		
時間外労働時間数で月60時間を超え月80時間以下に設定	50万円	—		
● 成果目標②の上限額				
・ 所定休日3日以上増加：50万円				
・ 所定休日1～2日以上増：25万円				
● 成果目標③達成時の上限額：50万円				
● 成果目標④達成時の上限額：50万円				
● 賃金引上げの達成時の加算額				
引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

○申請の流れ

- (1) 「交付申請書」を、労働局雇用環境・均等室に提出（締切 **令和2年11月30日(月)**）
- (2) 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（事業実施は **令和3年1月29日(金)迄**）
- (3) 労働局に支給申請（締切 **令和3年2月12日(金)**）

お問い合わせは当法人まで！